

第70回東京都社会福祉審議会会議録

I 会議概要

1 開催日時 令和5年3月28日（火）午前10時00分から

2 開催場所 東京都庁第一本庁舎33階 特別会議室N6

3 出席者 【委員】

平岡委員長、栃本副委員長、青木委員、秋山委員、五十嵐委員、井上委員、内山委員、奥田委員、河村委員、小林委員、駒村委員、白石委員、白波瀬委員、杉山委員、筒井委員、貫名委員、浜中委員、山田委員、横山委員、吉住委員、吉野委員、龍円委員、和気委員、岡部臨時委員、小澤臨時委員、小林臨時委員、高橋臨時委員、森川委員、山本委員

（以上29名）

【都側出席者】

西山福祉保健局長、山本企画部長、森田企画担当部長、宮澤企画政策課長、中村福祉政策推進担当課長

4 会議次第

1 開会

2 審議事項

（1）意見具申（案）について

（2）その他

3 閉会

○中村福祉政策推進担当課長 それでは、お時間になりましたので、そろそろ始めさせていただきます。

本審議会の事務局を担当いたします福祉保健局企画部福祉政策推進担当課長の中村でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

まず、会議資料についてでございますが、お手元の次第でございますとおり、資料1「東京都社会福祉審議会委員名簿、幹事・書記名簿」。資料2「会議の公開の基準について」。資料3「第22期東京都社会福祉審議会意見具申（案）」となっております。また、意見具申案につきましては、参考資料としまして、概要版と要約版を合わせてお付けしておりますので、参考にいただければと思います。

資料の確認は、以上でございます。

続きまして、昨年3月に開催しました前回の総会以降に、委員の変更がございましたので、新しく就任した委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

資料1、委員名簿の上から順番に、内山真吾委員でございます。

○内山委員 よろしく申し上げます。

○中村福祉政策推進担当課長 続きまして、本日、オンラインでご出席いただいております、貫名通生委員でございます。

○貫名委員 よろしく申し上げます。

○中村福祉政策推進担当課長 続きまして、同じくオンラインでご出席いただいております、吉住はるお委員でございます。

遅れていらっしゃるようなので、また後ほどご紹介いたします。

同じくオンラインでご出席いただいております、龍円あいり委員でございます。

次に、委員の出席状況について、同じく資料1、委員名簿をご覧ください。本審議会の委員総数は34名でございます。

このうち、本日、欠席の連絡をいただいておりますのは、小口委員、尾崎委員、室田委員、渡邊委員、田中臨時委員でございます。

本日の出席予定委員は29名でございますが、まだお見えになっていない委員もいらっしゃいますが、仮に欠席となる場合でも定足数に達していることをご報告させていただきます。

また、紹介は省略させていただきますが、幹事・書記として、今回、都の職員がオンラインも含めまして出席しております。

本日は、福祉保健局長の西山も出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、オンライン会議システムについてご説明いたします。本日の会議はオンライン形式でご参加されている委員の方もいらっしゃいますので、オンライン参加の委員の方向けにご説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、カメラは基本的にオンにさせていただき、お顔が表示される状態としていただきたいと思います。また、ご発言の際には、マイクもオンにさせていただきようお願いいたします。なお、2台のパソコンを使用される場合は、両方のマイクがオンになっていますとハウリングの原因になりますのでご注意ください。よろしくお願いいたします。

また、マイクをオンにしてもご発言の音が聞こえない等、不具合がございましたら一度会議から退出していただきまして、再度入出していただきますようお願いいたします。

なお、当委員会は、事務局の記録作業用のため録画させていただいておりますのでご承知おきいただきますようお願いいたします。

最後に、会議の公開についてご説明いたします。

本会議は、公開となっております。本日はオンラインにて傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。

また、審議会の議事録は後日、東京都のホームページに掲載して公開いたしますことを申し添えさせていただきます。

連絡事項は以上でございます。

それでは、平岡委員長、よろしくお願いいたします。

○平岡委員長 ありがとうございます。

ただいまから、第70回東京都社会福祉審議会を開会いたします。本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

前回の総会では、今期における検討のテーマを「2040年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉施策のあり方」と設定させていただきました。

それ以降の検討の経過でございますが、資料3「意見具申案」の36ページをご覧ください。

昨年7月に具体的に議論を進めるために検討分科会を設置し、8月には意見具申案を作成するために起草委員会を設置いたしました。

分科会、起草委員会には、私と栃本副委員長もオブザーバーとして参加いたしましたが、精力的にご議論を重ねていただきまして、今回、資料3のとおり、意見具申案を取りまとめていただきました。

山田分科会長、駒村副分科会長をはじめ、これまでの委員の皆様のご苦勞に対しま

して、改めてお礼を申し上げます。

今回は、特に各委員にできるだけ積極的にご発言をいただき、また、意見具申案の内容について、ご提案をいただいて、ご議論いただくようお願いしてまいりました。ほとんど全員参加のような形で、多様な専門分野に即して、多様なご意見をいただきまして、それをまとめていただいたものをご報告いただいているということになります。

2月3日に開催した分科会におきまして、意見具申案に対して、何点かご意見をいただきました。その際、修正については、山田分科会長とそれから私にお預けいただくということになっておりました。その後、内容を調整したものが、本日お配りした案でございます。

この案についてご審議をいただいて、最終的な取りまとめを行い、小池知事に宛てた意見具申を西山福祉保健局長にお渡しするという手順で進めさせていただきたいと存じますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、この意見具申（案）を取りまとめていただきました山田分科会長から総括的なご説明をいただきたいと思います。では、よろしく願いいたします。

○山田分科会長 分科会長を務めさせていただきました、中央大学の山田でございます。よろしく願いいたします。

先ほど平岡委員長からお話いただきましたように、昨年4月に、具体的な検討を行うための検討分科会を設置いたしまして、その中に起草委員会を設けました。

この間、検討分科会を4回、起草委員会を5回開催し、今期の審議テーマ「2040年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉政策のあり方」について、意見の取りまとめに向けた議論を行ってまいりました。

起草委員会、検討分科会を通じ、非常に熱のこもった活発な議論が交わされたと感じております。2月3日の第4回拡大検討分科会においても、意見具申案について、委員の皆様から様々なご意見をいただきましたので、平岡委員長、私と事務局で調整を行いまして、本日、最終的な案としてお配りさせていただきました。

それでは、資料3の意見具申案をご覧くださいと思います。

表紙の次の目次をご覧ください。全体の構成になりますが、「はじめに」に続きまして「前期意見具申後の都の取組」、「戦後日本社会の構造的な変化」、「コロナ禍で顕在化した課題や社会の変化」としてあります。さらに4が本意見具申の中心となり

ますが、「今後の取組に向けた視点」として、これまでの1から3までを前提に、議論した内容を3節構成でまとめております。順番に、「1節 既存の制度では対応が困難な複雑化・複合化した課題」、「第2節 支援が届きにくい層へのアプローチ」、「第3節 多様化する地域社会や福祉の担い手の課題と新たな視点」となります。そして、「おわりに」という構成になっております。

具体的に中身について、簡単にご説明させていただきます。

初めに1ページからですが、1ページから2ページの「はじめに」です。こちらは、今期の審議テーマの設定の背景となる部分になります。

今期の審議会は令和2年度から4年度を審議期間としておりまして、ちょうど、新型コロナウイルス感染症の感染者が出始めた頃から、今年5月から5類感染症へと扱いを変更する方針を出すまでの期間と重なっており、正にコロナ禍で顕在化した社会の構造的な課題ということが議論の一つの大きなテーマとなりました。

また、中長期的視点に立ちますと、団塊の世代が全て後期高齢者になる2025年を過ぎますと、2040年代にはいわゆる就職氷河期世代とも重なる団塊ジュニア世代、1972年前後生まれの世代が後期高齢者に入ってきます。これは、未婚や子供を持たない者、さらに現役時代に非正規雇用で生計を立ててきた者がこれまでの高齢者よりも多くなっている世代が後期高齢者へと入ってくることを意味しています。

現在、私たちが抱える様々な課題やコロナ禍で改めて認識された課題についても、このような構造的な変化を念頭に置きながら議論をしていく必要があるのではないのでしょうか。こうした認識のもと、今期のテーマを「2040年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉政策のあり方」としたところでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。3ページでは、「前期意見具申後の都の取組」でございますが、こちらは福祉分野や都庁全体の計画や施策展開について説明しています。

続きまして、おめくりいただくと、4ページから13ページまでが「戦後日本社会の構造的な変化」となります。ここでは、意見具申の議論の前提となる戦後日本社会の構造的な変化について述べています。「主に男性が正規雇用で一定の収入を確保する、主に女性が子育てや介護、家事等、家族のケアをする」という言わば標準的なライフコースが変化していること。そして、非正規雇用等の増加といった働き方の変化、ボランティア等の地域社会の担い手の変化、生活困窮支援の変化、住環境の変化につ

いて触れ、戦後日本社会の構造的な変化を見てきました。特に東京都に関するものを見てきたところがございます。

続きまして、14ページをお開けください。14ページから17ページまでが「コロナ禍で顕在化した課題や社会の変化」となります。令和3年度の公開研究会の成果も踏まえながら、コロナ禍で顕在化した課題について、経済の影響、新しい生活様式や感染拡大防止の取組による影響、オンラインでの新しいつながり方、孤独・孤立の顕在化という四つの面から記載しております。また、コロナ禍で顕在化した課題については、これまでも社会や制度が抱えてきた構造的な課題や格差である、という点については、議論の中で強調されたところがございます。

以上の議論を前提といたしまして、続いて18ページをお開けください。18ページ以降の「今後の取組に向けた視点」の部分が全体の議論の中心部分となるところがございます。

18ページから21ページですが、「第1節 既存の制度では対応が困難な複雑化・複合化した課題」としてしています。ここでは、高齢者、障害者、子供、女性のそれぞれの切り口から、既存の制度では対応が難しいとされる課題について議論いたしました。課題への言及にとどまらず、2040年代を見据えながら、今後有効とされる視点や取組についても触れています。

続いて、22ページをお開けください。ここでは、「第2節 支援が届きにくい層へのアプローチ」です。こちらは第1節よりもさらに踏み込みまして、既存の制度の仕組みでは課題自体も把握しづらく、地域の中で孤立するケースについて議論しました。いわゆる8050問題や外国人のケースを例として挙げていますが、福祉分野に限られない包括的な視点が重要と指摘しています。

また、この2節では、特に相談支援の重要性についてページを割いて、23ページ以降、言及しております。

それは、自ら相談窓口につながる人が難しい人を発見し相談につなげ、課題を解決していくためには、相談機関の機能を強化していくことや包括的な相談に対応できる相談員の確保・育成が重要ということについて、意見が多く出たところです。その中で、重層的支援体制整備事業への期待や、血縁、地縁のつながりがなくとも、オンラインでのつながり、さらにはペットや趣味を通じた多様なつながりが創出される可能性についても議論が及びました。

続きまして、第3節に入ります。28ページをお開けください。続きまして、28ページから33ページは、「第3節 多様化する地域社会や福祉の担い手の課題と新たな視点」です。地域社会の担い手の変化や、生産年齢人口の減少による福祉人材の減少を受けて、今後、どのような展開が見込まれるのか、どのような視点が必要なのか検討してまいりました。

活動の担い手の変化し、また減少している地域社会においては、企業と行政の連携、そして現役世代でも地域活動に参加できる仕組みの構築、障害者や高齢者がさらに多様な働き方や社会参加ができるような支援などの必要性について議論がありました。

福祉人材については、その確保がより難しくなることが見込まれる中、業務のタスクシェア・タスクシフティングの考え方や、高齢者、外国人といった様々な人材へのアプローチだけでなく、複雑化、複合化した課題へ対応できる福祉人材の育成についても意見が出たところがございます。また、デジタルトランスフォーメーションについても議論が及びましたが、単純にデジタル機器の導入だけではなくて、それらを効果的に活用する仕組みづくりの重要性についてのご意見や、デジタル機器が高齢者や障害者の情報保障の手だてとしても有効だということなどに言及しております。

続きまして、最後になりますが、34ページから35ページをお開けください。「おわり」の部分になります。これまでの議論に加え、都が持つ強みである、企業や大学、研究機関、NPO法人等の多様な主体が集積していることや、性別、年齢、国籍、人種など、多様なバックグラウンドを持つ人々が多くいることなど、都の特徴を生かしながら課題解決を図っていくことなどの意見が多く出ましたのでこちらにまとめています。

また、今期の審議会では高齢、障害、子供など、幅広い分野について議論を重ねてきましたが、中でも子供分野につきましては、これまでの審議会にはない論点であり、今期の成果の一つであると考えています。

最後に、来年度は複数の福祉分野の計画改定の作業が行われるということで、期待を述べております。

大変長くなりましたが、以上で報告を終わらせていただきます。

最後になりますが、起草委員の皆様におかれましては、精力的にご検討をいただき誠にありがとうございました。改めてお礼を申し上げて、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

オンラインですけども、駒村副分科会長、そのほか起草委員の方々、何か補足説明があれば、この分野は重点的というところ等があれば、ご補足いただければありがたいのですが、いかがでしょうか。駒村副委員長、よろしいですか。

○駒村副分科会長 ありがとうございます。もう今、山田委員長がまとめていただいたとおりでございます。

人口減少、高齢化、少子化、量的な変化と、それから家族の形態や孤独、それから外国人、それが格差の問題として変化も急激に起きているということでございます。

それから、福祉の分野に限定されず、生活上のあらゆる領域とも連携していかなければいけないということも大事なテーマかと思えます。

あと、私としては、特に東京特有というか、東京で言うと、いわゆる深刻になってくるのは共同住宅、高層マンション等の住民の高齢化がこれからは本格的になっていくだろうと。

それから、東京にある企業、本社等との連携も、これから東京独自の可能性としては、様々あるのではないかとことも言及していただいておりますので、本当に皆様と充実した議論ができて、構成員の皆様と議論ができて、よい報告書になったんじゃないかと自負しております。どうもありがとうございました。

○山田分科会長 駒村副委員長、ありがとうございました。

では、進行を平岡委員長にお返しします。

○平岡委員長 ありがとうございました。

それでは、この意見具申（案）につきまして、委員の皆様方のご意見をお伺いしたいと思います。発言をされる方は、挙手をお願いします。また、オンラインでご参加の委員は挙手ボタンでお願いいたします。いかがでしょうか。起草に当たられた起草委員会のメンバーの先生方でも結構でございますが、よろしいでしょうか。

オブザーバーとして参加していただいた栃本副委員長、何かございますでしょうか。

○栃本副委員長 平岡委員長、そして山田起草委員会委員長、そして駒村先生、ありがとうございます。

先ほど事務局と、また平岡先生からお話がありましたけど、今期のこの審議会では、先ほど、資料3の報告書の後ろのほうのスケジュールというか、36ページのほうに審議経過として書かれておりますけれど、今回、公開研究会というのを2回されて、それぞれの領域の研究者であるとともに、現場にも近いお立場、すなわち実践家、実

務家から非常にあの新型コロナの流行という時期であったんですけど、かなりご自身で調査されたものが報告されました。

これは、今回の審議会の具申にももちろん反映している部分ですけれど、そして、先ほど来、お話がありましたように全員参加、私はオンラインで参加しましたがけれど、多くの皆様方のご意見が出て、非常に活発な議論になったと思います。本当に、これを取りまとめるのも大変だったと思います。また、最後の段階で、かなり精力的に最終的な文章の整理だとか、整理をきちんとしていただきまして、とてもいいものになったと思います。また、先ほど、児童の分野のことについて、特筆して述べられました。これも重要な視点であり、また理にかなったものであると思いました。

先ほど、山田先生からお話がありましたように、今後の取組に向けた視点と書いてあります。視点という書き方をしておりますけど、実際には具体的な視点だけではなくて、具体的なことを述べ、なおかつこういうような考え方もあるとか、こういう可能性もあるからこういうことも今後、検討したらいいんじゃないかというような次期の審議会にも関連することとか、都区のいろんな計画、そういうものにも反映できるような形でいろんなヒントが書かれています。そういう意味で、非常によくまとめていただいたものですし、当初、平岡委員長がご指示されました、冒頭、どういう考えで行うかということをもっと、委員長からご説明がありましたけど、それに沿った形で2040年に向けたものが大変いい形でまとまったと本当に思いました。

これは、ちょっと感謝も含めてのお話になりましたけれど、一方、こういうことも私としては申し上げておきたいと思います。やはり東京都というのは国とは違って自治体と非常に近いところですので、国の審議会ですと、前もお話ししましたが、シンクタンクとか、そういうのを使って、いろんな好事例とか、そういうのを集めて、それを全国に発信したり、いろんな関係者に発信するということはもちろんするわけなんですけれど、東京都の場合は正に区長さんも今日はお見えになっていますけれど、現場が一番近い方が具体的な自分たちはこういう形で解決していると。また、こういう形で取り組んでいるんだとか、こういう課題があるというものを直接ダイレクトにお聞きしながら進める審議会ですし、今申し上げたように区長さんや議員さんもメンバーです。また、国の場合、全国を相手にしていますので、おおよそこういう例があるとか、こういうのを取り組むといいですよという好事例を示したり、そのためのチェックリストをシンクタンクに作らせて提示するみたいな形で具体的には自治体や

事業者は自分で参考にするものは参考にする、そういう程度なわけです。オルタナティブはある程度提示するんですけど現場や実態とは乖離があり、具体化するための応用問題を解かなければならないんです。国のは例題、模範事例となりがちです。だけど現場は具体的に三つある方策のうち一つを選ばなきゃいけないわけです。具体的にそれを進めなきゃいけないから、そういうところまで踏み込めるのがやっぱり東京都の審議会であるからこそ可能なわけです。自治体や現場と直接つながっている、自治体の行政トップが入っている、議員もメンバーだ、そして現場に近い実践家や関係する団体、それも国レベルの団体ではなく地域レベルの団体が入っているというのが特徴で、であるからこそ国の審議会とは違った具体的な処方箋を示すことが出来るし、現場との垣根なしにフィードバックが行える体制であり、仕組みなわけです。

これは前回お話ししましたけれど、東京は大都市であるとか、非常に大学の集積が整っているところであるとか、そういうことはもちろん特色でもありますけれど、東京都の審議会としての意見方針の優位性というのは正に現場に最も近い、基礎自治体とも最も近いところで、具体的にこういう課題について何ができるのか、どれを選択するかという具体的にまで踏み込めるところだと思うんですね。そういう意味で、その萌芽といいますか、いろんなアイデアが出されているということは、とても全国の都道府県の審議会の意見具申とか答申の中でも極めて優位性が高いというか、非常に立派なものに本来なるはずなんです。

長くなりました。以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。そのほか。どのような観点からでも結構でございますが、お願いできればと思います。

やはり、今も触れられました、東京都の審議会であるということで、そういう観点をどのように具体的にこの意見具申の内容に反映させていくか、いろいろ考えたところでもあります。この審議会のこれまでの意見具申などを見ますと、全国的な福祉の課題を見据えて、東京都として先導的などといいますか、全国に先駆けて取り組む課題を提起したりということもあったんですけども、地方の自治体の主の審議会などに比べると、その地域の特性を踏まえた課題の提起ということについて、それほど強く表面に出ていなかったというところもあったかと思います。

そのような中で、いろいろな東京都の特徴的な地域、自治体の特性ということ考

えたわけですが、幾つかございますが、一つは例えば企業の福祉分野への貢献ということも考慮に入れて議論を進めていたということがございます。このことはまた具体的には今後、さらに検討を進めていく内容もあるかと思うので、十分に記述できなかった点もありますが、先ほど、ちょっと触れられました駒村副委員長ですね。産業界、経済の動向にも非常に詳しい専門家でいらっしゃいますので、何か補足していただけたところがあれば、少しご発言いただけたとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○駒村副分科会長 ありがとうございます。

もう既に起きている出来事ですけれども、介護をしながら働いている、いわゆるビジネスケアラーと言われている方は350万人ぐらいいるということで、40、50歳の方にとってみると、介護、福祉というのは極めて重大な領域に企業にとってもなってきたということ、そういった点でも連携できる。あるいは金融、小売等々でも、これから一人暮らしの認知症、あるいは認知機能の低下した方が増えてくる社会の中で、どのようにこの方たちに自分たちのための生活をできるように支援することができるのか。

企業としても支援ができるのかという点については、大変注目をして連携を求めている。ますますこういう企業も本来業務も含めて連携が重要になってくる。こうしたなかで行政と、あるいは福祉分野とどう連携していればいいのかということも企業側は模索しているということでございまして、行政のほうからも連携できる分野についてはやっていきたいと思いますというメッセージを出すというのは、これからますます重要になるのではないかと思います。生活全般に関わる問題を行政だけで対応ができるのか、福祉だけの分野で対応できるということではなくなっていくとは思いますが、行政・福祉の様々な領域の政策を積極的に使っていく必要があるのではないかとこのように思っております。

委員長、どうもありがとうございました。

○平岡委員長 ありがとうございました。

深めていきたい論点もあるんですが、既に手を挙げていただいている方に指名してなくて申し訳なかったのですが、ご発言をお願いいたします。

龍岡委員、お願いいたします。

○龍岡委員 初めまして。都議会議員の龍岡あいりと申します。これまで取りまとめ

てくださいましてありがとうございます。

私は、9歳のダウン症のある子を育てている母親という立場で都議会議員をさせていただいております。

今回、どのような発言をしていいものか、ちょっと分からなかったんですが、よく読みまして、素直に感じた感想をちょっとお伝えさせていただけたらと思っております。

今、障害のある子供の数が増えているということもありまして、今回、今後のことということで、その後に子供のところがありましたけれども、障害の中には子供の項目がなかったので、ちょっとご意見だけお伝えさせていただきたいです。

障害のある子供の数がすごく増えているので、療育だったりとか、特別支援学級だったりとか、支援学校という、障害のある子供を別の場所に分けて、その場所で支援するというものが日本で一般的なのかなと思うんですけども、障害のある子供の数が増えている中で、今後はできれば障害のある子供がふだんいる場所で療育だったりとか、福祉のサービスを受けながら過ごせるようにしていくという政策が進んでほしいなと感じています。現在は保育所等訪問支援事業というのがあったりすると思うんですが、私の子供が生まれたアメリカでは、学校内に療育の支援者が訪れて、その学校内で支援を受けながら授業を受けているなんていうのも一般的でありましたので、例えば教育現場と療育、福祉というものがもう少し連携が強まってほしいなと感じております。

また、障害のある人というのは、子供から大人になって高齢者になっていくわけなんですけれども、障害がある状態がずっと続いていきますので、年齢によってぶつぶつと相談支援体制が変わっていってしまうと、親が結構困る場面も多くあるので、ライフプランで相談とか支援とかソーシャルワークをしていただけるような体制というのが必要なのではないかなというふうに感じてまいりました。

あと、就労できない医療的ケア児の親のお話を書いてあるかと思うんですけども、私自身も障害のある子供の親として働いているわけなんですけども、医療的ケア児だけではなくて、ほとんどの障害のある子供の親が就労の継続の困難さというのに向き合っている状態なので、その観点も入れていただけたらなと感じました。

高齢化する障害のある方の視点を今回入れていただいたと思うんですけども、それは大変重要な視点だなと思ひまして、ありがたいというふうに感じたところであり

ます。どうもありがとうございました。

○平岡委員長 ありがとうございます。貴重な論点も含めてご発言くださいました。

それでは、白石委員、お願いします。

○白石委員 都議会議員の白石です。

意見具申のほう、取りまとめ本当にありがとうございます。私も読ませていただきまして、若干意見だけお伝えできればというふうに思います。

意見具申の14ページに、女性が不安定な就業環境におかれていることや、固定的な性別役割分担意識の問題が指摘をされています。

20ページにも男性中心型の労働慣行、女性が依然として社会的に不利な立場におかれていることによる構造的な課題について書かれているかというふうに思います。

これについて、多様な支援を早期から切れ目なく包括的に提供していく必要があるとしていますが、私も大事な視点かなというふうに思っております。

それと共にやっぱりジェンダー平等の社会づくりを、これは福祉ですけれども、福祉以外でも全庁を挙げて、連携をして進めていくことは重要かなというふうに思っております。

それから、31ページの終わりのほうの福祉人材のところ、今後の福祉人材確保のためには、公共性、専門性の高い仕事として継続して働くことができる環境が必要であるというのは、私は本当にそのとおりでなというふうに思っております。そのためにも、賃金の引上げとか、職員の配置基準の引き上げがやっぱり重要になってくるなというふうにも思っております。

以上のことから意見具申（案）を見させていただいて、これをみんなで共有しながら私も都議として、さらに意見具申の視点も踏まえて都議会の中でも議論を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 意見具申、本当にありがとうございました。全体を見せていただいて、既存の制度では対応が困難な複雑、複合化した課題ですとか、支援が届きにくいアプローチ、福祉の担い手、新たな視点が本当に参考になりました。

それで今、区、要するに現場で担当する者としても変化をととても感じておりまして、

いろんな対策を具体的に始めつつあります。

二つほどお話しますけれども、一つは例えばここでも出ていますけれども、8050とかヤングケアラーとか、家庭の中で起こっていることが一つの視点、例えば障害者の視点だったり、高齢者の視点だったりだけでは解決できない問題が本当に地域の中でたくさん起こっているんですね。

そこで、いろんなどころでも既に始めていますけれども、暮らしの中の、丸ごと相談ができる組織をきちんと立ち上げて、そこでワンストップで相談ができる、それから関係する、例えば教育委員会と福祉と健康と、そういうところが一つの課題について一緒に検討して、解決策を具体的に出していく、そういった従来の縦割りではない組織を具体的に立ち上げて、動かすようなことも始めています。そうすることによって、複合的な課題に対応できるのかなというふうに思っています。

もう一つ簡単に申し上げますと、今、例えば高齢者クラブとか、従来あった組織がどんどん小さくなってしまっています。高齢者は増えているわけですが、高齢者クラブの組織率といいますか、組織に加入している人数、それから組織の数等も減っております。

ただ、一方で例えば子ども食堂をやろうということで、社会貢献をやろうという70代、80代の方がいたり、いろんな取組をしようという、またスポーツについて子供たちに教えたり、自分たちも70、80になってもラグビーや野球をやろうなんというのが出てきたり、いろんな形でここにも書いてありますけれども、いろんな取組が出てきていて、特に社会貢献に非常に高齢の方が興味を持っているということが強く感じられますので、そういった個々の者に対しても一つ一つに支援をしたりしながら、それが活用しやすい状況をつくっていききたいなと思っています。特に場の確保なんかでは、区の中も集会の場等が結構たくさんあるんですけども、従来だと高齢者クラブとか、そういうところが使っても空いている場所があるわけですから、そうした活動にも具体的な支援をするように始めています。ぜひ今回のこの意見具申も参考にさせていただいて、現場の状況に合った施策を積極的に試行と言いますか、試してやっていきたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

○平岡委員長 ありがとうございました。

○小林（健）委員 この意見具申（案）を拝見させていただいて、大変重要な視点が

多く網羅されているというふうに思いました。

そうした中で、特に私は23ページのところの支援が届きにくい層へアプローチの相談支援の重要性と相談員というところ、私も都議会議員という立場をいただいて、日頃から大変多くの生活相談や、福祉のご相談というのをいただいております。直近でも8050問題のご家族であったり、また高齢者のお二人暮らしのご夫婦のご相談、そしてまた、がんで闘病されているご家庭のご相談、そういう多岐にわたるご相談をいただいている中において、ご相談をいただく際には、電話1本で済むわけではなくて、直接お会いをして丁寧にご家庭の状況であったりとか、またご家族の状況、そうしたことを様々細かくお聞きをしながら適切な支援がどういうものがあるのかということで、福祉事務所等にもつながらせていただくケースもございます。

そうした中で、ここでワンストップかつ包括的な総合相談を受け止められる窓口が必要であるという視点は大変重要であるというふうに思っております。どうしても行政ですと、この件だったらあっちに行ってください、こっちに行ってくださいという中であって、特にこの時代の中においてワンストップというキーワードは非常に大事なかなというふうに思っております。

しかしながら、ワンストップと言葉で言うのは簡単ですけども、やはり、これを大きく機能させていくというのは大変実は困難なことがあるかと思えます。これは様々知恵を絞っていきながらいかに分かりやすい丁寧な相談窓口の設置ができるのかということは、非常に大事な課題であると思っておりますので、ここは私も様々ご相談をいただく中で、私自身も知恵を絞りながら、この具体的な相談総合、ワンストップの窓口の設置に向けた取組というものを、ぜひとも私自身も微力ながら力を尽くしていきたいと思っております。

そしてまた、実際に福祉事務所等にもつながらせていただく中で、現場の相談員の方々は多数の案件を抱えておられて、大変なご苦勞をされているという状況も様々見受けられます。そうした中で、相談員の方の確保また育成という視点も触れられておりますけれども、やはりそうした方々の負担をいかに軽減して、より適切な支援に結び付けていく取組ができるかにおいては、やはり待遇というところも様々検討した中で進めていかなければいけないと思っております。

こうした視点を踏まえて、今、東京都のほうでも政策企画局を中心として、様々な東京都の支援制度であったりとか、窓口であったりとか、そうしたことをいかに分か

りやすく都民に発信をしていくのかという取組が令和5年度からスタートするというふうに思っておりますけれども、まさにそうした視点も取り入れながら、このワンストップの総合相談窓口の機能、本当にこれがあって便利だなというふうに思っていただけのような体制の整備ということを着実に進めていくことが、まずはこうした様々なお困りの方々の安心の一つにつながっていくかなというふうに思っておりますので、こうした点、私も力を尽くしながらぜひとも東京都のほうでも様々な知恵をしばりながら対応を進めていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

○栃本副委員長 龍円委員からもお話がありましたし、議員さん、そして区長さんからもお話がありましたけれども、意見具申とか答申案はやっぱりかちつとしたものでないといけませんけど、ただ、議論の中でいろんなアイデアとか、今日の会議もそうなんだけど、いろんなお話がありました。

さっきお話ししましたように先ほどのお話でも、国は、僕も国の役人、そして審議会を担当していましたが、その後もいろいろと審議会のメンバーとして見たり、その基礎作業を垣間見ている、国がどうこうというのではないんですけど。やっぱり国だと本当に機能しているのかしていないのかということが現実にありますよね。いろいろシンクタンクを使って調べたりするわけなんだけどね。

やっぱり皆さん方、一番如実にというか、本当に機能しているのかしていないのか、具体的にワンストップをやる時にはすごい大変なんだぞと。具体的にはこうしなきゃいけない。その部分の知恵というのが一番重要なわけなんですよね。審議会の中でもそのアウトプットというのは重要です。平岡先生がされるのかどうか分からない、そういうと怒られるんですけど、事務局でもいいですから、何かこの意見具申を踏まえたあんちょこ、手引書というか、アイデア集みたいなのがあると。例えば老人クラブについては、うちの住んでいるところは老人クラブという名称だが、実態はかつての物とは全く違う、実際にはリタイアした男性なんかはすごくやって、中心になっているんですね。あと、私のかみさんは民生委員をやっているんですけど、実際にいろんなことに取り組んでいますよね。先ほど、駒村先生からもありましたけど、企業人がいろんな形でかかわるといっても本当に増えていますので、そういうようなことも何かアイデア集みたいな形でされるといいと思います。

それともう一つは、特別支援学級とか、特別支援学校という学校の中での時間というのも大切なんだけど、その後の授業や学校の後、放課後が重要ですよ。学校の中だけではインクルージョン教育とか完結しないんです。全く足りないんです。インクルージョンは教室の中だけの話ではないですよ。児童館であるとか、放課後デイであるとか、あとは学童クラブ。そういったところでインクルーシブな地域におけるいろんな包括的な高齢者以外の、高齢者ではない方たちをインクルージョンしていくような体制というのが、これは児童福祉の関係の審議会でも議論されるんですけど、やはり社会福祉審議会の中でも重なり合う部分として重要だと思いますので、そういうようなこととか、それぞれのご意見が出たものについて、簡単な副読本でもいいけれども、何かそういうのがあると非常に地域の人たちにとっても勇気が出るでしょうし、また自治体の人たちにとっても参考になると思うんですよ。

あともう一つ、そろそろ老人クラブという名称を変えることを提案するなり、地方政府として国に対抗する、対抗というか、対等な地方政府としてやはり老人クラブっていう名前ですらいつまでもいいと思っている感性が分からないと、私は個人的にですけど思います。国も審議会や学者は国を付度する人たちなわけですから、とがった意見など出ません。もっととがったことを国に述べるべきであるし、それも地方政府の役割です。やはりそういうことも提案されていくといいんじゃないかと思いました。

長くなりました。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

どうぞ、秋山委員。

○秋山委員 在宅看護を長らくしてきて今、相談支援の場におります秋山です。

主だった活動地は新宿区、今、がん相談では江東区にありますマギーズ東京でも、がんの相談支援を行っています。

相談支援のことをとてもたくさん取り上げて頂きました。この包括的な相談がすごく大事で、そういうものを地域につくっていきましょうという提言をしていただいたことは現場のニーズにとっても合った状態です。それこそできればワンストップで相談支援をしたいというふうに思って、実践をしている者としては大変ありがたいというふうに思いました。

もう一点は、2040年は本当に多死の時代に突入し、どこでなくなるのかという

ことも一つ大きな課題になると思います。そのときに、最期まで暮らし続けられる、られた我がまち東京というか、まちまでは無理かもしれませんが、そういう最期までここで暮らしたいと思えるまちづくりというか、そこに医療も介護も福祉も総動員の状態になればと期待しています。しかし、総動員できない人材不足が明らかにあるので、お互いに看取りに関してももっとフランクに話し合えて、なおかつそれを支えられるような地域づくりというのを、今からやっていかないと間に合わないのではないのかなというふうに考えています。

概要版の1枚のところの今後の取組に向けた視点で、高齢者に関することなんですけど、ここに最期まで暮らし続けられるというか、看取りというのを言葉として入れるのが慮られる状態なのかと思いました。この亡くなるということが一切、最終的にはそこに至るわけで、そこを支えないとやっぱり皆さん安心して暮らし続けられないと思うんですね。その辺のところが入ってくれたらなというのが私のバックグラウンドからくるちょっと感想プラス意見です。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

これまで審議会の委員長、副委員長として貢献していただいて、今臨時委員として入っていただいている委員の方々、小林委員、高橋委員から何かご発言、ご助言をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

高橋委員から。

○高橋臨時委員 これは今回の意見具申よりは次の意見具申の時に、ぜひ、お考えいただきたいことがございます。

今、秋山委員からターミナルケアのお話を出されたのですが、実はこれが収益のためのビジネスの対象になってきている。これはある意味では、大変、憂慮すべきことがあります。某経済紙に某有料老人ホーム、あるいはサ高住を使ってターミナルをやるところが、株式を公開して収益があがっているという記事を出しました。ところがその記事に、認知症と思われる方を拘束している写真が記事に出て話題になったのです。これは東京都のある区にある終末期ケアを強調した宣伝をしている会社で、オンライン版からは削除されましたが、医療機関ではないところでの拘束ですから、問題にすべきなのですね。要するに、準市場の導入によって収益を目的とした事業者で起こったことです。これに近いことは保育に営利企業が参入したところで起こって

るのですね。これも雑誌で報道されました。従来から社会福祉事業をてがけている法人でも例外ではないとしても、民営化の負の面についてきちんと社会福祉審議会として、意識しておかなければならないことです。

それから、滝山病院の事件も東京都の多摩地区にある精神科病院が起こした虐待の事件ですが、これは精神医療の世界だから、社会福祉は関係ないとはいえないのです。私が大変憂慮しておりますのは、精神障害を対象としたグループホームをつくって、そこに精神科訪問看護とセットにして、フランチャイズチェーンとして空き家等を提供すると『国策福祉』、これはその宣伝の言葉をそのまま使っています、だから収益があがるという内容の、宣伝をしている業者がいます。そういうことを含めて何が問題かという、区のほうでも、このような業者が活動していることについての情報が入って来ていると苦慮しているということを伺っています。

何を申し上げたいかという、質の悪い事業者をきちんとレビューをして、悪質な事業者を退出させるということがなかなか難しいんですね。現実には、あらかじめ監査日を通告してから行うことが通例のようだと聞いています。

これでは、現実の状況が把握不可能で、しかも監査の人的体制は不十分だとうかがっています。昨年の障害者の虐待の国の統計ではグループホームでの虐待が多いようです。このようなことを見ると、精神科病院での虐待が、障害福祉や認知症ケアの場に拡散してきているというリスクが大きくなることを覚悟しなければならないのです。支援員、介護従事者の量・質の問題と同時に、経営側の問題もあることははっきりしています。

すなわち、準市場による事業者の拡大のメリットと、デメリットをきちんと踏まえて、それをコントロールするには、どうしたらいいのか。それが、医療の世界と介護の世界と福祉の世界にまたがって起こるということも含めて議論をする時代になってきていて、これも社会福祉審議会としても議論すべきテーマではないかと思うのです。

事業者監査の主体は、行政ですが、多くの行政では3年任期ぐらいで人事ローテーションがあるようですね、このようなサイクルでは、現場に出かけて、きちんとした監査を行う体制を組むのが難しいのだと聞いています。

そういうことを含めて、地域のこれから今、起こっていることを把握、これは把握しながら政策に反映していくためには相当、体制整備というか、そういうものもとっても重要だと。これは多分、区長さんをはじめとする人事権者の方々も実感しておら

れるのではないかと想像しているんです。

そういう意味で、行政の担当職員の専門性をより一層育成するということが急がれる課題であるとみています。現実には、行政の合理化、スリム化が強調されているために、なかなかこのような議論はしにくいようですが。

そういうことを含めて何といいたいでしょうか。これからの問題の複雑化に対応して、国のいう、重層的支援というのは、支援を横串をさして、重層化するということと同時に、というよりも生活課題の重層化ですから、それが住宅とそれから福祉と、それから障害の場合は医療も含め分野横断的に課題が重層化して問題が起こってくるので、そこを社会福祉という範疇をどうとらえ直したらいいか。

社会福祉審議会の役割というのは、まさに国の社会・援護局の動きを見ていてもまさに重層的支援ということをおっしゃいますし。地域包括ケアは介護保険マターでしたが、社会保障全般に及び、今、地域共生社会というのも、従来の社会福祉事業の範疇ではとらえきれなくなっていて、これらの動きをどう捉えて、東京都の多様な地域の動向をふまえた施策として、区市町村と協働するかという課題があります。

これらはもう従来型のシステムではちょっと限界が来ているということを感じています。実は裏に財政の問題がありますから、このことを踏まえて議論をする必要があると考えます。

○平岡委員長 ありがとうございます。

小林委員、よろしいですか。お願いいたします。

○小林（良）臨時委員 ありがとうございます。大変複雑な論点を分科会長・副分科会長、審議会会長・副会長はじめ、事務局のみなさんに、まとめていただきまして感謝いたします。

私は今回の意見具申の中で、福祉の意味合いが非常に拡大して、企業を含むさまざまな連携にまで広がっているという面と、逆にヤングケアラーや8050問題などの個別の対応が取りあげられ、これにどう対応するか、拡大する部分と福祉の一番基本的な部分とをどう書き分けるかという点に関心をもっておりました。

それで、今回、私が気にしたところは、4章に書いてある複合化・複雑化する課題と、支援が届きにくいという、この二つがやはり現代の福祉のキーワードだと思います。福祉の対応の根幹になる点として、一般的な施策による対応だけではなく、福祉は何を守らなくてはいけないかということになりますが、今回のキーワードとして複

合化・複雑化した課題と支援が届きにくいというキーワードが示され、そうすると、当然そこに相談支援という非常に重要な概念が出てくることになりますし、その相談支援の人材の育成が必要ですから、そういう体制をこれからつくっていかないといけない。この仕組みをしっかりと確立していくことが2040年代、いわゆる就職氷河期の人たちに対してもやっぱり役に立つのではないかと思います。この仕組みをこれからしっかりと作っていくことで、いろんな問題に対応できるのではないか。このキーワードをぜひ福祉の基本に据えていただいて、いろんな施策を展開していただくことが重要なのではないか。

今回のこの意見具申は、そのような重要課題を中心にとてもよくまとめていただいたし、これは、特に東京には必要ではないか。地方ですと、顔が見える関係がありますので、行政職員やさまざまな事業者の方々の中で顔が分かりますが、東京はそれが見えませんが、どうしても何かそこに仕組みを作っていく必要がある。重層的支援体制のような仕組みをつくっていく必要があるということが書かれているのだろうというように読ませていただきました。

大変、お疲れさまでした。ありがとうございました。

○平岡委員長 ありがとうございます。

そのほかに、ご意見はございますでしょうか。

○中村福祉政策推進担当課長 委員長、すみません。事務局の中村です。

通信環境が悪いということで、森川委員がチャットのほうに記載いただいておりますので、私のほうで代読させていただきます。

○平岡委員長 お願いいたします。

○中村福祉政策推進担当課長 今後、意見具申の内容を東京都の各分野で事業計画や分野横断的な事業にどのように具体的に反映していくのが重要になるかと思えます。ワンストップ相談窓口の整備、総合相談もできる人材の育成など、それを都としてどのように進めるのか、都内市区町村の取組を後押しするのか、具体的な議論にどうつなげていくのが重要でないかといったご意見をいただいております。

○平岡委員長 ありがとうございます。

貴重なご意見を様々な観点からいただきまして、誠にありがとうございました。そろそろ本日の議論をまとめさせていただきたいと思えます。

いろいろとご意見がございましたが、この意見具申案を今期の当審議会における意見具申としてご承認いただきまして、小池知事宛てに提出したいと思いますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○平岡委員長 ありがとうございます。

それでは、ご意見を承認いただけるということで、ご了解いただきましたので、これから西山福祉保健局長に、ただいま決定させていただいた意見具申をお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

(平岡委員長、西山局長 意見具申手交場所に移動)

○平岡委員長 2040年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉施策のあり方。

本審議会は、標記について審議を重ねてきた結果、別紙のように意見を取りまとめたので、社会福祉法第7条第2項の規定に基づき意見を具申する。

東京都社会福祉審議会委員長、平岡公一。東京都知事、小池百合子殿。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

(意見具申手交)

(平岡委員長、西山局長 自席に移動)

○平岡委員長 それでは、西山局長からご挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○西山局長 本日は大変お忙しい中、東京都社会福祉審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございました。

ただいま、審議会の意見具申を拝受いたしました。重ねて御礼を申し上げます。

今期の審議期間中は新型コロナウイルス感染症の流行が社会に大きな影響を与えた時期となりました。このため、令和3年度には審議会の初の試みであります公開研究会を実施していただきまして「コロナ禍における福祉分野への影響と今後の課題」について、各分野の先生方から発表をいただき議論を行っていただきました。また、この研究会の成果も踏まえながら、今年度は意見具申に向け複数回に渡り議論を重ねていただいたところでございます。

平岡委員長、栃本副委員長、そして委員の皆様方には、この意見具申の取りまとめに大変ご尽力をいただきまして、とりわけ山田分科会長、駒村副分科会長をはじめ、起草委員会の委員の皆様方には大変お忙しい中、集中的なご議論をいただきました。

本意見具申は、そうした議論が結実したものであると理解しております。

この場をお借りして、委員の皆様にご心より感謝申し上げます。

ただいま、平岡委員長から頂戴いたしました今期の意見具申では、「2040年代を視野に入れた東京の中長期的な福祉施策のあり方」について、ご提言をいただきました。日本社会が前提としてきた、標準的なライフコースや働き方などが変化している中で、さらに加えてコロナ禍で顕在化した課題や社会の変化を踏まえまして、既存の制度では対応が難しい複雑化・複合化した課題へどう対応していくべきか、また、就職氷河期世代とも重なる団塊ジュニア世代が高齢期に入る2040年代も見据えながらどのような視点で取組を進めていくべきかなど、様々な視点が盛り込まれていました。

今後の取組に向けた視点といたしましては、今日もお話ございましたけれども、相談支援の重要性とその人材の確保と育成に関する視点、地域の担い手としての企業への期待や、これまで地域活動に関わってこなかった、現役世代が参画できる取組の提案、企業との連携、また、福祉人材や福祉現場におけるデジタルトランスフォーメーションなど、今後、ますます大きな課題となっていく点についてもご指摘いただいたところでございます。

来年度は、高齢者や障害者・障害児など、行政計画の同時改定の年となってございます。意見具申でお示しいただいている中長期的な視点も持ちながら、様々なご提言をこの計画にしっかり生かしていきたいと考えております。

最後になりましたが、1年間にわたり熱心にご審議を賜りましたことを重ねて御礼申し上げます。今後とも、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○平岡委員長 どうもありがとうございました。

○中村福祉政策推進担当課長 恐れ入りますが、局長の西山は別の公務によりまして、ここで退出させていただきます。

(西山局長退出)

○平岡委員長 それでは、最後となりますが、感想なども含めてご発言いただける方がいらしたら、どうぞお願いいたします。

(なし)

○平岡委員長 それでは、ここで進行を事務局にお戻ししますので、連絡事項等につ

いて、ご説明をお願いいたします。

○中村福祉政策推進担当課長 事務局より連絡事項について何点かお伝えさせていただきます。

まず本日配付いたしました資料ですが、紙でお配りした「意見具申案」については、後日、冊子にいたしまして委員の皆様方へ送付させていただきますとともに、東京都のホームページ上で公開させていただきます。

また、委員の皆様がお持ちの一時通行証につきましては、1階エレベーターを降りた後、カードゲートに併設された回収機にご返却いただき、ゲートを通過してください。

また、お車でお越しいただいた方は、駐車券をお渡ししますので、受付、事務局までお声かけいただければと思います。

事務局からは以上でございます。

○平岡委員長 ありがとうございました。

では、これをもちまして、今期の審議会は終了となります。3年間、誠にありがとうございました。